

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社KANSOテクノス
(法人番号9120001077653)
業者の住所：大阪府大阪市中心区安土町1丁目3番5号
- 2 指名停止措置期間：令和7年7月31日から
令和7年10月30日まで（3か月）
- 3 指名停止措置の範囲：富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
- 4 事実概要： 株式会社KANSOテクノスは、施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者（以下「不適格者」）が資格を取得していたことが判明したため、令和6年7月3日及び同年7月17日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。
当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが確認されたことから、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和7年2月4日、近畿地方整備局長から監督処分（指示処分及び営業停止22日間）を受けた。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第13号「抜粋」

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1月以上9月以内